

## かながわボランティア活動推進基金 21 条例に規定する事業の実施に係る要綱の改正について

### 1 改正の理由

平成 25 年度の包括外部監査結果において、「事業者選定が公平に行われていることを他の応募者及び県民に示すために、合議体の委員と関係を持つボランティア団体等が基金事業に応募すること自体について、禁止することを検討することが望まれる。」という意見が出された。

この監査結果への対応方法について、平成 26 年 5 月 15 日の審査会・幹事会合同会議において議論したところ、「審査会委員や幹事が、理事長、副理事長、専務理事、職員（アルバイトを除く）を務めているボランティア団体については応募を禁止する」という結論に至った。

これに伴い、かながわボランティア活動推進基金 21 条例に規定する事業の実施に係る要綱に、応募資格の規定を加える必要があるため、要綱改正する。

### 2 改正内容

「かながわボランティア活動推進基金21条例に規定する事業の実施に係る要綱」第3条の次に、次の1条を加える。

（応募資格）

第4条 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会委員又は神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会幹事が次の各号に就いている団体にあつては、前2条の要件を満たすものであつても次条第1号に規定された負担を受けるため、同条第2号に規定された補助を受けるため及び同条第4号に規定された支援の実施を受託するために応募をすること、並びに同条第3号に規定された表彰を受けることはできない。

- (1) 理事長等団体の長
- (2) 副理事長等団体の長を補佐する理事
- (3) 専務理事等中心的に業務を執行する理事
- (4) 職員（団体から給与を支給されている常勤職員に限る）

### 3 施行日

平成27年4月1日

かながわボランティア活動推進基金21条例に規定する事業の実施に係る要綱 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>第1章 総則 （趣旨） 第1条 この要綱は、かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号。以下「条例」という。）第7条各号に規定する事業等の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（ボランティア団体等の要件） 第2条 条例第2条に規定するボランティア団体等は、次の要件を備えたものとする。                      (1) 活動拠点を県内に有すること                      (2) 継続した活動が期待されるものであること                      (3) 特定非営利活動法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当するものがないこと                      (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員ではないこと                      (5) 個人にあっては、暴力団員ではないこと</p> <p>（取組の受託者の要件） 第3条 条例第7条第4号の支援の対象となる取組の受託者は、次の要件を備えたものとする。                      (1) 県内でボランティア団体に対する支援を行っている団体で、事業終了後も引き続き県内で支援を行う意思を有すること                      (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと                      (3) 神奈川県の指名停止期間中でないこと                      (4) 法人格を持つ団体にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがないこと                      (5) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員ではないこと</p> <p>（応募資格） 第4条 <u>神奈川県ボランティア活動推進基金審査会委員又は神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会幹事が次の各号に就いている団体</u>にあっては、前2条の要件を満たすものであっても次条第1号に規定された負担を受けるため、同条第2号に規定された補助を受けるため及び同条第4号に規定された支援の実施を受託するために応募をすることはできない。                      (1) <u>理事長等団体の長</u>                      (2) <u>副理事長等団体の長を補佐する理事</u>                      (3) <u>専務理事等中心的に業務を執行する理事</u>                      (4) <u>職員（団体から給与を支給されている常勤職員に限る）</u></p>	<p>第1章 総則 （趣旨） 第1条 この要綱は、かながわボランティア活動推進基金21条例（平成13年神奈川県条例第10号。以下「条例」という。）第7条各号に規定する事業等の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（ボランティア団体等の要件） 第2条 条例第2条に規定するボランティア団体等は、次の要件を備えたものとする。                      (1) 活動拠点を県内に有すること                      (2) 継続した活動が期待されるものであること                      (3) 特定非営利活動法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当するものがないこと                      (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員ではないこと                      (5) 個人にあっては、暴力団員ではないこと</p> <p>（取組の受託者の要件） 第3条 条例第7条第4号の支援の対象となる取組の受託者は、次の要件を備えたものとする。                      (1) 県内でボランティア団体に対する支援を行っている団体で、事業終了後も引き続き県内で支援を行う意思を有すること                      (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと                      (3) 神奈川県の指名停止期間中でないこと                      (4) 法人格を持つ団体にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがないこと                      (5) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員ではないこと</p> <p>（定義） 第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。                      (1) 負担                      県及びボランティア団体等とが協働して行う公益を目的とする事業において、双方での協議に基づく県の役割に応じて負担金を交付するもので、条例第7条第1号に規定する負担をいう。                      (2) 補助                      ボランティア団体等の行う公益を目的とする事業について、その実施に必要な経費を対象として補助金を交付するもので、条例第7条第2号に規定する補助をいう。                      (3) 表彰                      活動の業績又は功労が特に顕著であって、広く県</p>

改正（案）	現行
<p>(定義)</p> <p>第5条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 負担        県及びボランティア団体等とが協働して行う公益を目的とする事業において、双方での協議に基づく県の役割に応じて負担金を交付するもので、条例第7条第1号に規定する負担をいう。</p> <p>(2) 補助        ボランティア団体等の行う公益を目的とする事業について、その実施に必要となる経費を対象として補助金を交付するもので、条例第7条第2号に規定する補助をいう。</p> <p>(3) 表彰        活動の業績又は功労が特に顕著であって、広く県の模範となるボランティア団体等を顕彰するもので、条例第7条第3号に規定する表彰をいう。</p> <p>(4) 支援        ボランティア団体等(個人を除く。)がその活動を自立的かつ安定的に行うための取組について、県が委託により実施するもので、条例第7条第4号に規定する支援をいう。</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>第21条 (省略)</p>	<p>民の模範となるボランティア団体等を顕彰するもので、条例第7条第3号に規定する表彰をいう。</p> <p>(4) 支援        ボランティア団体等(個人を除く。)がその活動を自立的かつ安定的に行うための取組について、県が委託により実施するもので、条例第7条第4号に規定する支援をいう。</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>第21条 (省略)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>第27条 (省略)</p>

改正（案）	現行
第 2 2 条 （省略） 第 2 3 条 （省略） 第 2 4 条 （省略） 第 2 5 条 （省略） 第 2 6 条 （省略） 第 2 7 条 （省略） 第 2 8 条 （省略）	
<u>附 則</u> <u>この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	